

2 0 3 1
2 0 * -

(印

8 1 1 2 7 1 2 2 2

3 3 1

%

1 8 1 2 2 8 5 3 6

1 1 1 9 1 9 1 1 1 9
3 3

(1 9

% ' ' %

2. 1.

」、「

参考：平成 18 年 1 月 27 日の最高裁判所判決の概要

①授業料・施設設備費等について

3月31日までに入学を辞退した場合には、原則として大学は返還する義務を負う。但し、専願、推薦入学試験等の場合は、他の入学試験等によって代替りの入学者通常容易に確保することができる時期を経過していないなどの特段の事情がない限り、返還に応じる義務はない。入学辞退の意思表示が口頭によるものであっても、原則として有効な在学契約の解除の意思表示と認めるのが相当である。

4月1日以降に入学を辞退した場合には、原則として返還に応じる義務はない。但し、要項等に「入学式を無断欠席した場合には、入学を辞退したものとみなす」等の記述がある場合には、入学式の日までに明示又は黙示により入学辞退したときは、返還しなければならない。

②入学金について

入学金は、その額が不相当に高額であるなど他の性質を有するものと認められる特段の事情のない限り、学生が当該大学に入学し得る地位を取得するための対価としての性質を有するものである。学生は、入学金の納付をもって大学に入学し得る地位を取得するものであるから、その後、在学契約等が解除され、あるいは失効しても、大学はその返還義務を負わない。

※ 平成 18 年 12 月 22 日の最高裁判所判決も、上記と同様の内容。

本件連絡先：文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課
専修学校教育振興室専修学校第一係
電話：03-5253-4111

(内線：2939)